

檀原公苑再整備基本構想

令和6年12月

奈良県

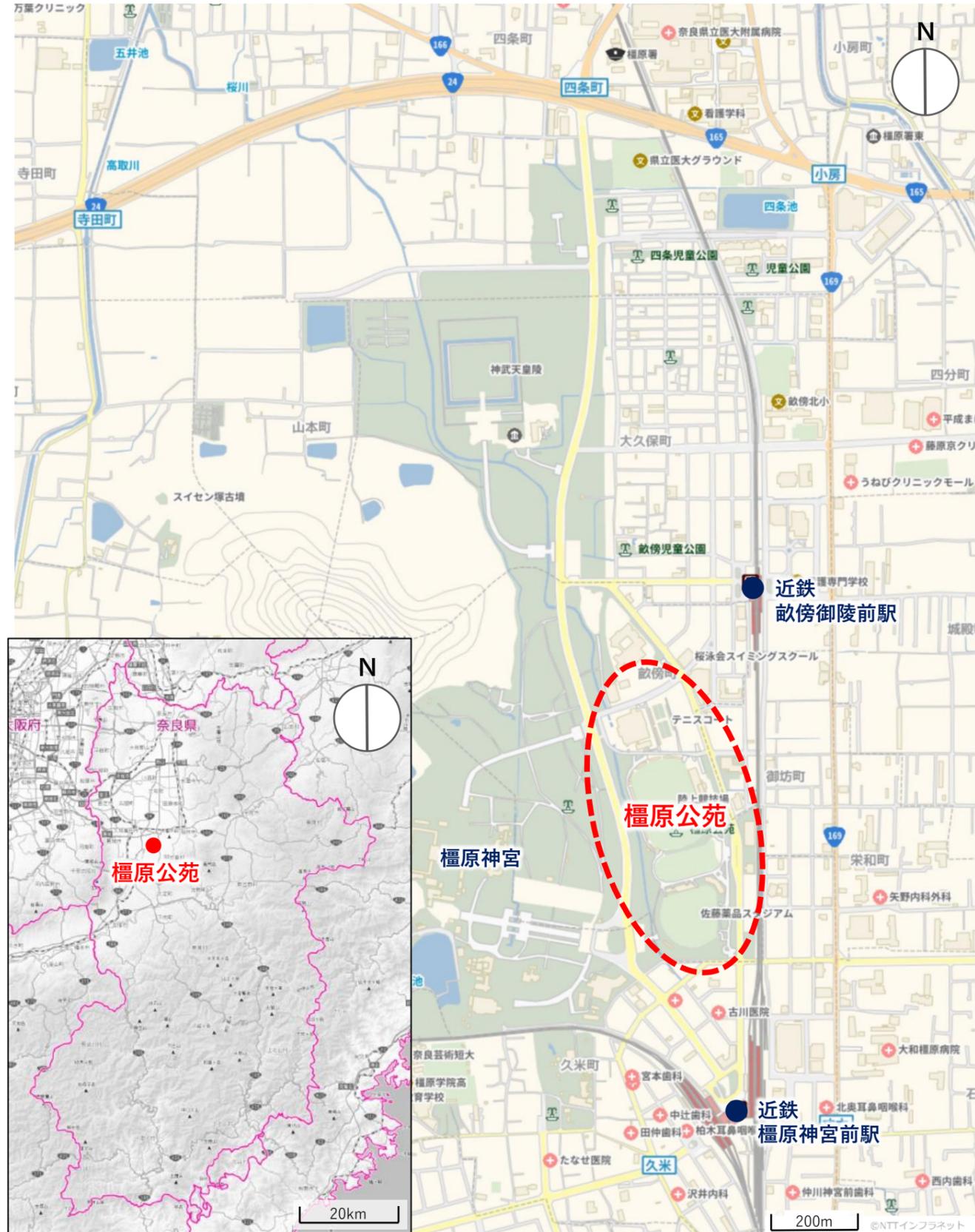
～目次～

- 1 檀原公苑の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P-1
- 2 檀原公苑再整備基本構想について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P- 4
- 3 既存施設の現況と課題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P- 8
- 4 奈良県の位置づけと状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P-12
- 5 奈良県に必要な機能について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P-13
- 6 施設整備概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P-15
- 7 整備スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P-17
- 8 概算工事費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P-17

1 橿原公苑の概要について

橿原公苑の概要

■位置図



「Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved」

■航空写真



「Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved」

1 橿原公苑の概要について

橿原公苑の概要

■概要

- 橿原公苑は、奈良県の中央から北西部にかけての地域(中和地域)にある橿原市のほぼ中央部に位置する都市公園である。
- 公苑内には、野球場、陸上競技場、多目的広場、第一体育館、第二体育館、庭球場、相撲場、弓道場のスポーツ施設が整備され、日常的な市民・アマチュアスポーツの場として利用されるだけでなく、各種プロスポーツ(Bリーグ、SVリーグ、プロ野球2軍戦等)の開催も定期的に行われている。



「Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved」

■沿革

- 橿原公苑は、橿原神宮拡張事業の一貫として、大正15年に「橿原道場」として整備された。
- 昭和初期のオリンピック誘致に向けた全国的な機運の高まりの中で、奈良県内での競技開催誘致に向けた大規模整備により、現在の橿原公苑の姿が形成された。
- 昭和24年に「橿原道場」から現在の「橿原公苑」に改称し、昭和59年の奈良県「わかさ国体」の開催決定を契機に、第一体育館、第二体育館、陸上競技場、野球場等が整備・改修され、現在の橿原公苑の基盤が整った。

年月	沿革
昭和15年2月	橿原道場創立式挙行(陸上競技場、弓道場等が整備)
昭和24年7月	「橿原道場」を「橿原公苑」に改称
昭和41年8月	第一体育館建設工事竣工
昭和58年3月	野球場外野及び外野スタンド建設工事竣工 陸上競技場メインスタンド建設工事竣工
昭和59年夏～秋頃	奈良県「わかさ国体」においての主会場として使用
平成14年5月	2002年日韓サッカーワールドカップ チェニジア代表のキャンプ地
平成21年4月	スポーツ振興課に移管
平成22年7月	野球場リニューアル ※ネーミングライツ導入
平成25年3月	橿原公苑本館ジョギングステーション リニューアルオープン

1 橿原公苑の概要について

橿原公苑の概要

■ 橿原公苑内の施設

橿原公苑内の施設について概要を整理する。



「Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved」



第一体育館
(ジェイテクトアリーナ奈良)



弓道場



野球場(さとやくスタジアム)



多目的広場



陸上競技場



本館(ジョギング&サイクルステーション)



第二体育館

2 橿原公苑再整備基本構想について

橿原公苑再整備の目指すべき姿

■社会を取り巻く環境

○Well-beingの思想

- 高度経済成長期では物理的な豊かさが幸福の指標とされてきたが、経済的に成熟した現代においては、一人ひとりが実感できる豊かさが重要視されるようになっている。

○健康長寿社会における運動・交流の必要性

- 高齢化社会では、高齢者の健康が社会に及ぼす影響(医療費の増大、介護による労働力衰退等)が大きく、高齢者が健康であるための適切な対策(適度な運動やコミュニティへの参画等)が必要な状況である。

○プロスポーツへの注目

- 近年、日本代表の世界的な活躍もあり、BリーグやSVリーグをはじめとしたプロスポーツへの注目や人気が高まっている。Bリーグでは、入場者数が大幅に増加傾向となっている。

○令和13年度の国スポ開催に向けた方針

- 国スポ大会は、過度にイベント的なものとせず、スポーツをする人に良い環境を提供することに特化したコンパクトな新たな大会のあり方が問われている。

○防災機能の強化

- 近年、激甚化する災害の被害状況を受け、今後の防災力強化のポイントの一つとして、「大規模災害発生時の受援の確保」が掲げられ、全国各地から多くの人員や物資の救援を受ける防災拠点の必要性が問われている。

○人口減少に伴う自治体の財源不足

- 人口減少社会の進展から減収傾向が予測される状況であり、持続可能な公苑運営の観点からも、積極的な民間活力の導入を推進し、公共サービスや維持管理の最適化を図っていく必要がある。

■本県の方針(第2期奈良県スポーツ推進計画)

第2期奈良県スポーツ推進計画では、これまでのスポーツ推進の取組の成果や現状を整理した上で、「誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例」に基づき、また、スポーツ基本法及び国の「第3期スポーツ基本計画」の趣旨及び方向性も踏まえ、本県におけるスポーツ振興を通じて目指すところが以下のとおり示されている。

○スポーツ振興を通じて目指すところ

- ・「生き生きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現
- ・「持続可能で活力ある地域社会」の実現

○スポーツ推進の基本理念

- ① 全ての県民が生涯にわたり自発的かつ継続的にスポーツを楽しむことにより、心身の健康及び体力の向上を通じて健康な生活及び長寿を享受するように推進します
- ② 遊びを通じて子どもの豊かな心、身体及び思考力を育むよう推進します
- ③ 県民に夢や希望を与えるアスリートが活躍できるよう支援します
- ④ 全ての県民が安全にかつ安心してスポーツに親しむことができるような環境を整備します
- ⑤ 地域の活性化に資するよう、世代間及び地域間の交流並びに国際交流を図ります

○施策展開

- スポーツ拠点施設の整備
- 民間活力の積極的な活用の検討・推進
- 既存スポーツ施設のファシリティマネジメントの推進
- ユニバーサルデザイン化や環境配慮型施設整備の推進
- 誰もが気軽にスポーツに触れることができる環境づくり
- 国スポ・全スポによるレガシー創出に向けた取り組み検討
- 国スポ・全スポ開催を契機とした環境整備

2 榎原公苑再整備基本構想について

榎原公苑再整備の目指すべき姿

■榎原公苑の現状・課題

○県民スポーツの「拠点」

- ・ 榎原公苑は、各種スポーツの県大会の主会場としてこれまで利用されており、県民スポーツの「拠点」としての存在を確立している。

○施設の老朽化の進行

- ・ 榎原公苑内の施設は、建設後40年以上経過しており、各種法令や競技基準、技術の進化等に対して施設の規模や仕様等が適していない状況である。
- ・ 公苑全体でバリアフリー対応が遅れている。

○多様なスポーツへの対応

- ・ 県有の総合武道場を有しておらず、弓道場(近的)以外の武道施設がない。
- ・ 多様な世代が、「運動としてのスポーツ(健康増進)」や「気晴らしとしてのスポーツ(気分転換・ストレス解消等)」といった軽運動に取り組むことのできる環境が必要である。
- ・ 県民が気軽に楽しめる多様なスポーツプログラム等、先導的な取組が展開されている。

○地域交流や経済波及の機会損失

- ・ 榎原公苑や県内施設の機能不足により、各種競技大会開催時に参加者の人数制限を行う等、大会開催に苦慮している状況である。
- ・ プロスポーツ試合開催時における入場者数は、同リーグの入場者数と比較して少ないことや、各種競技大会の開催時には人数制限等によって、地域交流や経済波及の機会を逸している状況である。

○安定的な公苑運営

- ・ 将来にわたって、県民にスポーツ・運動環境を提供するために、安定的な運営、よりよい公共サービスの提供、施設や設備の適切な維持管理をはじめとした、最適化された榎原公苑のあり方を追求していく必要がある。

○歴史と自然環境の固有性

- ・ 榎原神宮の森と一体となった自然環境や畝傍山を借景とした地域景観を有している。

■スポーツ施設を取り巻く環境(国の検討状況)

○スマート・ベニュー(株式会社日本政策投資銀行)

- ・ 多機能複合型施設(スマートベニュー)の事業継続性を担保するための条件である施設の収益性確保に向けたポイントとして次の4つが示された。

ポイント①:収入源の多様化

ポイント②:収入の活発化

ポイント③:利用用途の多様化

ポイント④:利便性の高い立地戦略

○スタジアム・アリーナ改革(経済産業省・スポーツ庁)

- ・ スポーツの成長産業化に向けたスタジアム・アリーナ整備に関して、重点的に考慮すべき要件として次の4つが示された。

要件①:顧客経験価値の向上

要件②:多様な利用シーンの実現

要件③:プロフィットセンターへの改革

要件④:まちづくりの中核となるアリーナ

■アリーナ整備にかかる聞き取り調査(R6年4月県聞き取り調査実施)

○競技団体のニーズ

- ・ 本県には、全国レベルの大会や複数種目の大会を円滑に開催できる規模の施設がない。
- ・ 武道の中心となりえる施設にして欲しい。
- ・ 練習会場となるサブアリーナを併設した施設がない。
- ・ 利用者増に対応した駐車場と障がい者用駐車スペースの確保が必要。

○プロモーター・ゼネコン・広告代理店・スポーツメーカーのニーズ

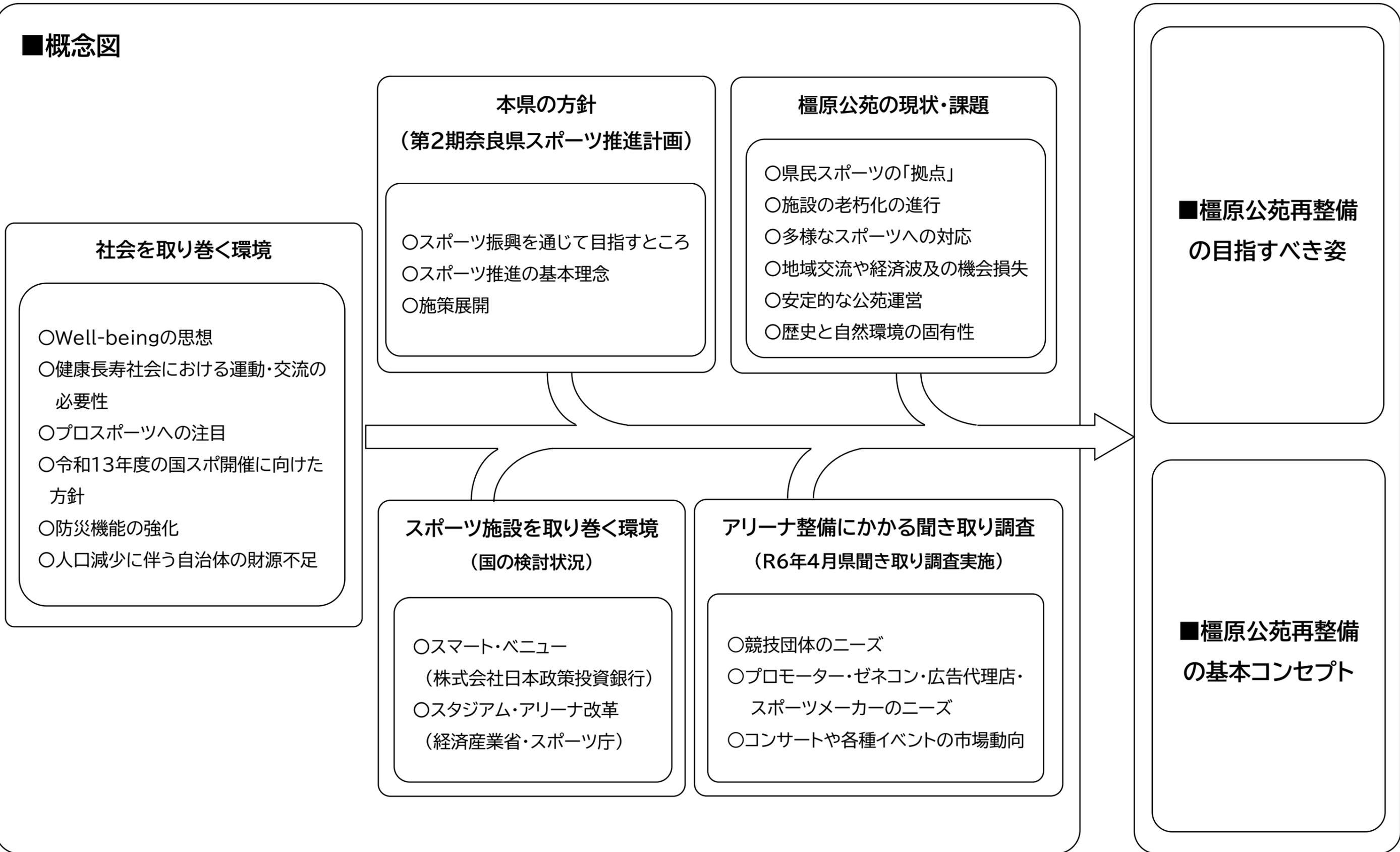
- ・ Bリーグ、SVリーグ基準である5,000席をクリアして、県内の子どもたちに本物のスポーツの魅力を伝える場所の提供が重要。

○コンサートや各種イベントの市場動向

- ・ 近畿圏では大阪、神戸、京都以外の興行は少なく、仮に8,000席以上の規模の施設を建設しても、イベント誘致は容易でない。今後、大阪・神戸・京都でアリーナが新設されることから、供給過多の懸念がある。
- ・ 整備コストと運営コストが必要なことから、コンサート開催のための音響等設備投資をしても、費用対効果はあまり見込めない。

橿原公苑再整備の目指すべき姿

■概念図



2 橿原公苑再整備基本構想について

橿原公苑再整備の目指すべき姿

橿原公苑再整備の目指すべき姿

人々のライフスタイルの変化など社会環境の影響を受け、スポーツは「競技者」が「競う」ものから、多様な属性の人々(子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も)が多様な親しみ方(「する」「観る」「ささえる」「交流する」「感動する」「育む」等)をできるものに変化してきた。

橿原公苑は、「競う」スポーツが中心であった時代に整備された施設であり、これまで各種競技大会の主会場として長く利用されてきた。その一方で、施設の老朽化が進行し、これからのスポーツ施設に求められる多様な役割への対応が困難な状況となっており、スポーツの持つ価値や効果を楽しむ機会を逸している状態である。

スポーツの持つ価値や効果を最大限享受するためには、「多様なスポーツへの親しみ方」や「競技施設基準の遵守」、「県民や競技団体、プロチーム等の多様なニーズ」、「スポーツを通じた賑わいや交流の創出」といった多様な役割を担うことのできるスポーツ施設の整備が求められている。

橿原公苑再整備においては、多様な役割を担うスポーツ施設の整備を通じて、スポーツ振興を推進し、本県の目指す「生き生きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現、「持続可能で活力ある地域社会」の実現を後押しする。

橿原公苑再整備の基本コンセプト

スポーツを通じた個人や社会の持続可能な幸福の創出

～多様な人々×多様なスポーツへの親しみ方を通じたウェルビーイング(well-being)の実現～

子どもから高齢者、障害のある人もない人も、初心者からプロスポーツまでの多様な人々が、観る、ささえる、交流する、感動する、育む等、多様なスポーツの親しみ方を実践することで、スポーツの価値や効果を最大化し、個人や社会へ5つのウェルビーイング(well-being)の実現を目指す。

(実現を目指す5つのウェルビーイング(well-being))

- ①: スポーツを通じて子どもの心身の成長や人々の健康な生活と長寿を享受する社会の実現
- ②: 県民スポーツの拠点としての役割を継承し、県民の競技力向上を実現
- ③: プロスポーツ選手の活躍を通じて県民に夢やあこがれ、勇気・感動を与えられる機会の創出
- ④: 多彩なスポーツ大会やイベントを通じた地域の賑わいや交流の創出による地域活性化の実現
- ⑤: スポーツに関わる機会の継続的な提供を通じて地域の持続的な成長を実現

橿原公苑活用方針

【活用方針①】

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり

- ・ 子どもから高齢者までの全ての県民が生涯にわたりスポーツ・運動に親しむ環境として活用
- ・ 子どもがスポーツを通じて健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む場所として活用
- ・ 県民がスポーツを通して地域コミュニティへ参画し、社会的なつながりを築く場所として活用

【活用方針②】

県民スポーツの「拠点」としての役割の継承

- ・ 県民スポーツの「拠点」として、各種競技大会の主会場として引き続き活用
- ・ 県有の武道施設としての機能強化を図り、武道競技の「拠点」として活用

【活用方針③】

プロスポーツ等による地域の盛上げ

- ・ 週末には県民がプロスポーツを通じて盛り上がり、地域の一体感を醸成する場所として活用
- ・ プロスポーツを「観る」ことで人々が夢や感動、興奮を体験できる場所として活用

【活用方針④】

地域の多彩な賑わいや交流の創出

- ・ 全国レベルの競技大会や県民の文化活動、地域の歴史資源を活かしたイベント等の開催に活用
- ・ 地域の特性を活かした賑わいや交流、経済効果を広く波及する、地域づくりの拠点として活用

【活用方針⑤】

持続可能な公苑運営と社会基盤の整備

- ・ 将来にわたって県民にスポーツ・運動環境を提供し続ける場所として活用
- ・ 災害時に地域住民等の安全と安心を支える施設として活用

3 既存施設の現況と課題について

(1) 陸上競技場・野球場の現況と課題について

■陸上競技場・野球場の現況と課題

既存施設の課題を整理する。既存施設の課題の解決にあたっては、施設の老朽化対策や各種法令・条例への対応、利用者(選手・観客など)の快適性の向上などを図る必要がある。

陸上競技場や野球場の整備にあたっては、改修を前提に、これらの課題を解決・改善し、スポーツ振興を推進する。

【課題①】施設の老朽化(共通)

■施設の安全性の確保

- 躯体のコンクリート等のひび割れや鉄筋の腐食膨張による剥落が生じており、施設の安全性や長寿命化のために補修が必要な状況である。
- 観客席部の床となる防水層の剥がれがみられ、建物内部への雨漏りや構造的な損傷等のリスクがあり、改修が必要な状況である。
- 屋根や天井材、鉄骨塗装の剥がれや劣化がみられる。
- 建物内部の内装仕上げの剥がれや劣化がみられる。



コンクリートの剥落



防水層の剥がれ

■利用者の快適性の向上

- トイレやシャワー室、更衣室等における各種内装仕上げや衛生設備の劣化及び時代のニーズに合わせておらず(多数の和式便所等)、利用者の快適性が確保されていない状況である。



シャワー室



トイレ(和式便所)

【解決すべき課題・準拠すべき基準】
施設の安全性の確保、利用者の快適性の向上

【課題②】各種法令・条例の遵守(共通)

■バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応

- 観客席数に対して車いす使用者の観客席の数が不足しており、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)や奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の基準を満たすためにはこれらの増設が必要である。
- 誘導ブロックや段差については、他の部分と明度差をつけ識別しやすくする必要がある。
- 階段の踏み外しによる転落を防止するため、段鼻には滑り止めを設ける必要がある。



車いす使用者の観客席(陸上競技場)



車いす使用者の観客席(野球場)



タイルと同色系の誘導ブロック



段鼻に滑り止めが無い

【解決すべき課題・準拠すべき基準】
バリアフリー法、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

3 既存施設の現況と課題について

(1) 陸上競技場・野球場の現況と課題について

■陸上競技場・野球場の現況と課題

既存施設の課題を整理する。既存施設の課題の解決にあたっては、施設の老朽化対策や各種法令・条例への対応、利用者(選手・観客など)の快適性の向上などを図る必要がある。

陸上競技場や野球場の整備にあたっては、改修を前提に、これらの課題を解決・改善し、スポーツ振興を推進する。

【課題③】競技環境や観戦環境の改善

(陸上競技場・多目的広場)

■競技環境の改善

- 陸上競技場内のトラック舗装が劣化しており、競技環境の改善が必要である。
- 陸上競技場での大会開催時に選手のウォーミングアップスペースが不足している状況である。



トラック舗装の劣化



ウォーミングアップスペースの不足

■観戦環境の改善

- 木製観客席の破損がみられるため、観客席の更新が必要である。
- 既存照明の生産終了に伴い、今後の維持管理が困難なことや消費電力を抑えること(省エネ化)ができる等のメリットから照明のLED化が必要。



木製観客席の破損



既存照明のLED化

【解決すべき課題・準拠すべき基準】

「国スポ基準」(第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会が作成した「第85回国民スポーツ大会競技施設基準」をいう。以下同じ。)
第2種公認陸上競技場の基準、競技環境・観戦環境の改善

(野球場)

■競技環境の改善

- 全国高校野球選手権奈良県大会やプロ野球2軍戦、社会人野球や大学のリーグ戦等の試合会場となっているが、公認野球規則の寸法(中堅、左右両翼の寸法)を満たしていない。
- 外野人工芝が劣化しており、競技環境の改善が必要である。

■観戦環境の改善

- 防球ネットの高さが低いため、ファールボールが球場外へ飛び出ることがあり、公苑利用者の安全の確保が必要である。
- 既存製品の生産終了に伴い、今後の維持管理が困難なため、スコアボードの更新が必要である。
- 既存照明の生産終了に伴い、今後の維持管理が困難なことや消費電力を抑えること(省エネ化)ができる等のメリットから照明のLED化が必要である。



公認野球規則未達の寸法



スコアボードの更新

【解決すべき課題・準拠すべき基準】

国スポ基準、公認野球規則の寸法、競技環境・観戦環境の改善

3 既存施設の現況と課題について

(2) 第一体育館・第二体育館・弓道場の現況と課題について

■第一体育館・第二体育館・弓道場の現況と課題

既存施設の課題を整理する。既存施設の課題の解決にあたっては、構造躯体の損傷、施設規模の拡張等といった抜本的な改善が必要な状況であること、さらには、国スポ基準やBリーグ、SVリーグ基準、各種法令等を遵守した施設整備が必要な状況であることから、施設の建替えを行い新たなアリーナを整備する必要がある。

【課題①】 施設の老朽化

■第一体育館の躯体の損傷

- 第一体育館のメインアリーナ鋼製床下のスラブが著しく損傷しており、改修対応が困難な状況。

■第一体育館の外壁落下のリスク

- 第一体育館の外壁仕上げはPC(プレキャストコンクリート)であるが、支持金物の老朽化等から落下の危険性がある。



メインアリーナ鋼製床下スラブの損傷



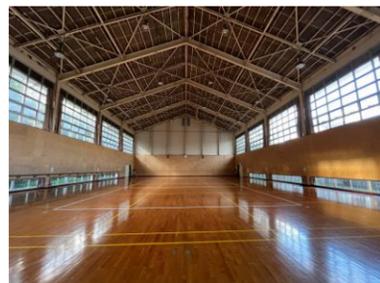
第一体育館外壁の劣化状況

■利用者の快適性の向上

- トイレやシャワー室、更衣室等における各種内装仕上げや衛生設備の劣化が進行しており、利用者の快適性が確保されていない。
- 第二体育館には空調設備がなく温熱環境の課題があり、利用者の快適性が確保されていない。



第一体育館シャワー室



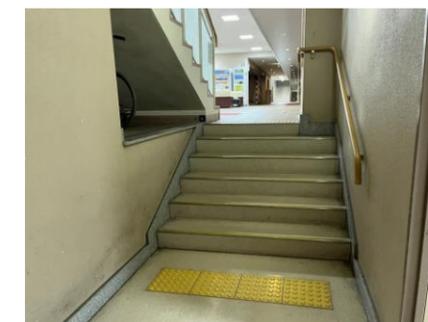
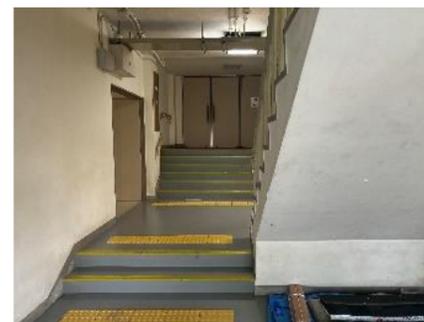
空調設備のない第二体育館

【解決すべき課題・準拠すべき基準】
施設の安全性の確保、利用者の快適性の向上

【課題②】 各種法令・条例の遵守

■バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応

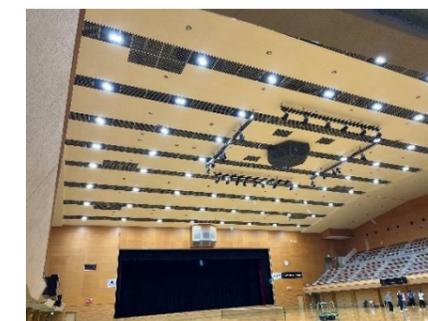
- 第一体育館のメインアリーナと更衣室や会議室には段差があり、障害者スポーツ利用を可能とするためには段差の解消が必要である。



メインアリーナと更衣室・会議室との段差

■特定天井への対応

- 第一体育館のメインアリーナの天井は特定天井に該当するため、建築基準法に準拠した天井への改修を行い、施設の安全性を高める必要がある。



メインアリーナの特定天井の改修が必要

【解決すべき課題・準拠すべき基準】
建築基準法、バリアフリー法、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

3 既存施設の現況と課題について

(2) 第一体育館・第二体育館・弓道場の現況と課題について

■第一体育館・第二体育館・弓道場の現況と課題

既存施設の課題を整理する。既存施設の課題の解決にあたっては、構造躯体の損傷、施設規模の拡張等といった抜本的な改善が必要な状況であること、さらには、国スポ基準やBリーグ、SVリーグ基準、各種法令等を遵守した施設整備が必要な状況であることから、施設の建替えを行い新たなアリーナを整備する必要がある。

【課題③】競技環境や観戦環境の改善

■円滑な大会運営が可能な施設規模

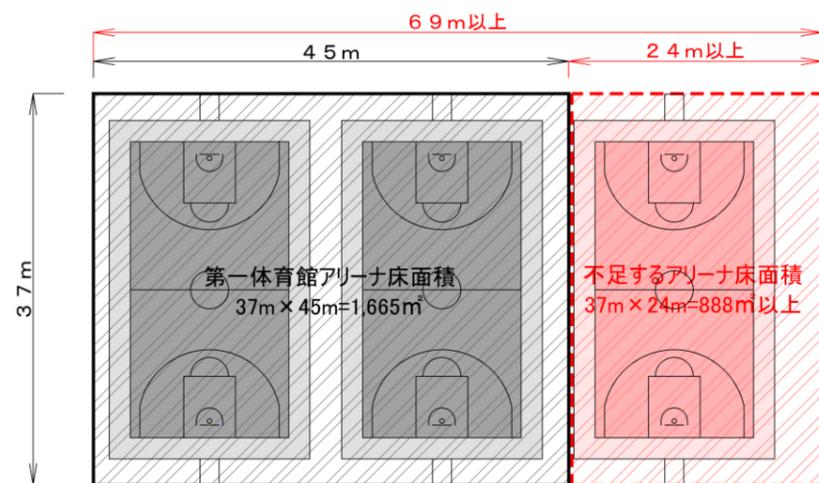
- 近畿大会以上の開催にあたって競技面数が不足するため、第一体育館と近隣施設を利用した分散開催や大会日数の延長等の工夫により対応している状況であり、円滑な大会運営が可能な施設整備が求められている。

■メインアリーナ(第一体育館)とサブアリーナとしての第二体育館の一体的利用

- ウォーミングアップ会場として利用されるサブアリーナ(第二体育館)がメインアリーナ(第一体育館)とは別棟となっており、大会開催時の利便性が低い。

■武道競技の競技環境の不足

- 橿原公苑の柔剣道場は老朽化により平成29年に除却されており、各種武道競技の大会開催の場、練習の場の確保が必要である。
- 県内には弓道場(遠的)がないため、弓道場(遠的)の大会開催が可能な施設整備が必要。



求められるメインアリーナの競技床面積イメージ

【解決すべき課題・準拠すべき基準】

国スポ基準、各種競技団体発行の競技規則

【課題④】プロスポーツ開催に向けた施設整備

■Bリーグ、SVリーグ基準に準拠した施設整備

- 5,000席以上の観客席の整備(既存施設:2階固定席のみで1,680席)。
- 試合運営を行うための会議室等の諸室の充実。
- Bリーグ、SVリーグ基準に準拠したシャワー室やトイレを備えた更衣室の設置。
- Bリーグ、SVリーグ基準に準拠した観客席数×3~5%以上の便器数の確保や授乳室の設置。
- ラウンジ席や個室席などBリーグ、SVリーグ基準に準拠したホスピタリティ機能の充実。



第一体育館客席



第一体育館更衣室

■観客のホスピタリティ向上

- 観客の快適性向上のため、ベンチシートからゆとりのあるスタジアムシートへの更新に加え、1席当たりの座席奥行き・幅の拡張が望ましい。



第一体育館観客席(ベンチシート)



スタジアムシートイメージ

【解決すべき課題・準拠すべき基準】

Bリーグホームアリーナ検査要項、SVリーグホームアリーナ検査要項

4 奈良県の位置づけと状況について

陸上競技場・野球場・アリーナ・武道施設について

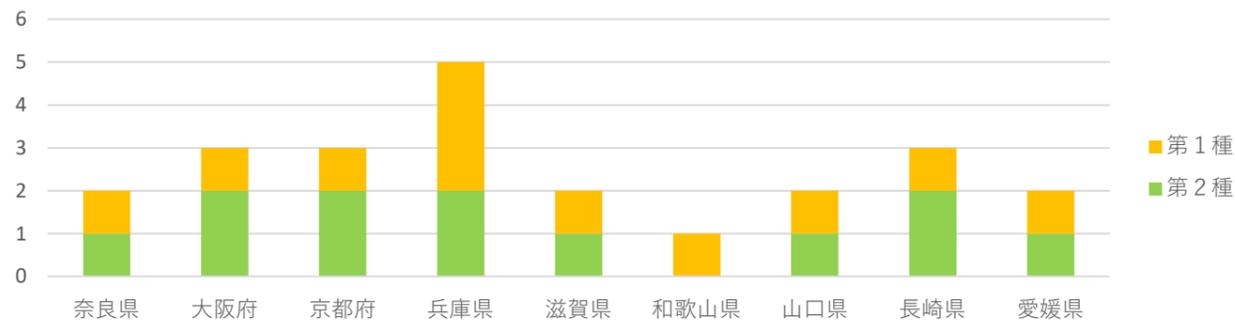
■陸上競技場について

【県内施設の状況について】

- 主要な選手権大会の実施が可能な県内の第1種及び第2種公認競技場の整備状況は、「奈良市鴻ノ池陸上競技場(第1種)」と「橿原公苑陸上競技場(第2種)」の2施設のみである。

【他県との比較】

- 近畿圏内の他県と比較して、公認陸上競技場が少ない状況である。
- 同規模人口の他県と比較して、橿原公苑陸上競技場を含めて同等の施設整備状況である。



【陸上競技場整備の方向性】

- 現況施設同等の第2種公認陸上競技場の取得が可能な施設整備が必要

■アリーナについて

【県内施設の状況について】

- 県立橿原公苑第一体育館のメインアリーナの競技床面積は他県事例と比較して小さい(約1,600㎡)。
- Bリーグ、SVリーグ基準に準拠した観客席5,000席以上のアリーナが県内にない。

【他県との比較】

- 平成以降に整備された観客席5,000席規模のアリーナにおけるメインアリーナの競技床面積は、2,500㎡以上(バスケットボールコート3面以上)の施設が大半を占めている状況である。

【アリーナ整備の方向性】

- 5,000席規模のアリーナでは、2,500㎡以上の競技床面積の確保が必要

■野球場について

【県内施設の状況について】

- 本県では野球大会の会場として県立橿原公苑野球場が主に使用されているが、公認野球規則の寸法を満たしていない(中堅・左右両翼の寸法が不足)状況である。

【他県との比較】

- 近畿圏内や同規模人口の他県における全国高等学校野球選手権各県大会の決勝会場においては、9事例中6事例が公認野球規則の寸法を満たした野球場となっている。

施設名	所在地	中堅	左右両翼	公認野球規則への適合
公認野球規則の寸法	—	122	98	—
奈良県立橿原公苑野球場(さとやくスタジアム)	奈良県橿原市	120	93	
舞洲ベースボールスタジアム(大阪シティ信用金庫スタジアム)	大阪府大阪市	122	100	○
京都市西京極総合運動公園野球場(わかさスタジアム京都)	京都府京都市	117	100	
神戸総合運動公園野球場(ほっともっとフィールド神戸)	兵庫県神戸市	122	99	○
皇子山総合運動公園野球場(マイネットスタジアム皇子山)	滋賀県大津市	122	100	○
和歌山県営紀三井寺野球場	和歌山県和歌山市	120	98	
山口マツダ西京きずなスタジアム	山口県山口市	122	100	○
松山中央公園野球場(坊っちゃんスタジアム)	愛媛県松山市	122	99	○
長崎県営野球場(長崎ビッグNスタジアム)	長崎県長崎市	122	99	○

【野球場整備の方向性】

- 県内野球の拠点として公認野球規則の寸法を満たした施設整備が必要

■武道施設について

【県内施設の状況について】

- 本県では、県立橿原公苑柔剣道場が老朽化により平成29年に廃止されたため、弓道場(近的)を除く武道施設を所有していない状況である。

【他県との比較】

- 近年の他県事例では、武道の試合会場となる「主道場」、武道の練習会場となる「副道場」、弓道の試合兼練習会場となる「弓道(近的・遠的)」を備えたあらゆる武道競技に取り組むことのできる環境の整備が進んでいる(平成18年の教育基本法改正に伴う中学校での武道の必修化のため等)。

【武道施設整備の方向性】

- 県民があらゆる武道競技に取り組むことのできる環境の整備が必要

5 奈良県に必要な機能について

(1) 陸上競技場・野球場に求める機能について

■奈良県に必要な陸上競技場、野球場

橿原公苑活用方針や既存施設の現況・課題、他県と比較した際の本県の位置づけ・状況を踏まえ、本県の求める陸上競技場、野球場について次のとおり整理する。

◆既存施設の現況・課題

【課題①】施設の老朽化

⇒(解決すべき課題・準拠すべき基準)施設の安全性の確保、利用者の快適性の向上

【課題②】各種法令・条例の遵守

⇒(解決すべき課題・準拠すべき基準)バリアフリー法、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

【課題③】競技環境や観戦環境の改善

⇒(解決すべき課題・準拠すべき基準)国スポ基準・第2種公認陸上競技場の基準、公認野球規則の寸法

◆奈良県の位置づけ・状況

○陸上競技場について

- ・県内における第1種と第2種公認陸上競技場は2施設のみ。
- ・そのうちのひとつである橿原公苑陸上競技場は、今後も主要な県大会開催が可能な水準とする。

○野球場について

- ・県内には公認野球規則の寸法(中堅、左右両翼の寸法)を満たす施設がない。
- ・橿原公苑野球場は全国高等学校野球選手権奈良大会の会場であり、今後も本県における野球の拠点として役割を果たす。

橿原公苑活用方針

陸上競技場に求める機能

野球場に求める機能

【活用方針①】

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり

- ・競技スポーツに限らず高齢者の健康増進や子どもの遊び等、多種多様なスポーツや運動に取り組むことのできる陸上競技場・野球場
- ・競技環境や最新の競技備品、更衣室・シャワー室の快適性等、人々が快適にスポーツに取り組むことのできる陸上競技場・野球場
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた誰もが自由に利用できる陸上競技場・野球場

【活用方針②】

県民スポーツの「拠点」としての役割の継承

- ・第2種公認陸上競技場として、アマチュア競技者(学生等)を対象とした大会や競技会の開催ができる陸上競技場
- ・選手が競技や準備に集中できる競技環境を有する陸上競技場

- ・全国高等学校野球選手権奈良大会の会場にふさわしい公認野球規則の寸法に準拠した野球場

【活用方針③】

プロスポーツ等による地域の盛上げ

- ・人々が夢や目標をもつきっかけとなるトップアスリートが参加するイベント等を開催できる陸上競技場
- ・既存の陸上競技場が掲げる課題を踏まえ、県民の「する」スポーツを中心とした陸上競技場

- ・プロ野球2軍戦や社会人野球、大学野球のリーグ戦等の試合会場にふさわしい公認野球規則の寸法に準拠した野球場
- ・これらの大会を「観る」観客の快適性を確保した野球場

【活用方針④】

地域の多彩な賑わいや交流の創出

- ・県民が気軽に楽しめる多様なプログラム(ナイトラン等)を通じて、日常的に地域に人々が集い・交流する陸上競技場

- ・全国高等学校野球選手権奈良大会やプロ野球2軍戦、社会人野球、大学野球のリーグ戦等の定期的な開催を通じて地域に人々が集い・交流する野球場

【活用方針⑤】

持続可能な公苑運営と社会基盤の整備

- ・将来にわたりスポーツ・運動環境を県民に提供するため、安定的な運営、より良い公共サービスの提供、施設や設備の適切な維持管理をはじめとした、維持管理・運営の視点からも最適化された陸上競技場・野球場
- ・地域の核となる公共施設として、災害時に地域住民等の安全や安心を支える陸上競技場・野球場

5 奈良県に必要な機能について

(2) アリーナ・武道施設に求める機能について

■奈良県に必要なアリーナ・武道施設

橿原公苑活用方針や既存施設の現況・課題、他県と比較した際の本県の位置づけ・状況を踏まえ、本県の求めるアリーナ・武道施設について次のとおり整理する。

◆既存施設の現況・課題

【課題①】施設の老朽化

⇒(解決すべき課題・準拠すべき基準)施設の安全性の確保、利用者の快適性の向上

【課題②】各種法令・条例の遵守

⇒(解決すべき課題・準拠すべき基準)建築基準法、バリアフリー法、
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

【課題③】競技環境・観戦環境の改善

⇒(解決すべき課題・準拠すべき基準)国スポ基準、各種競技団体発行の競技規則

【課題④】プロスポーツ開催に向けた施設整備

⇒(解決すべき課題・準拠すべき基準)Bリーグホームアリーナ検査要項、
SVリーグホームアリーナ検査要項

◆奈良県の位置づけ・状況

○アリーナについて

- ・他県事例と比較して、観客数に対する競技床面積が小さい(約1,600㎡)状況となっている。
- ・平成以降に整備された5,000席規模のアリーナにおけるメインアリーナの競技床面積は、2,500㎡以上の施設が大半を占めている。

○武道施設について

- ・本県では、弓道場(近的)を除く武道施設を所有していない。
- ・他県では、県有施設として武道の試合会場となる「主道場」、武道の練習会場となる「副道場」、弓道の試合兼練習会場となる「弓道場(近的・遠的)」が整備されており、本県においても県民があらゆる武道競技に取り組むことのできる環境の整備が求められている。

橿原公苑活用方針

アリーナ・武道施設に求める機能

【活用方針①】

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり

- ・競技スポーツに限らず高齢者の健康増進や子どもの遊び等、多種多様なスポーツや運動に取り組むことのできるアリーナ・武道施設
- ・競技環境や最新の競技備品、更衣室・シャワー室の快適性等、人々が快適にスポーツに取り組むことのできるアリーナ・武道施設
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた誰もが自由に利用できるアリーナ・武道施設

【活用方針②】

県民スポーツの「拠点」としての役割の継承

- ・各種屋内スポーツの県大会の開催に適した競技スペースや運営諸室等が確保されたアリーナ・武道施設
- ・県民が様々な武道競技に取り組むことのできる環境を確保したアリーナ・武道施設

【活用方針③】

プロスポーツ等による地域の盛上げ

- ・Bリーグ、SVリーグの基準に適したプロスポーツの試合開催ができるアリーナ
- ・「観る」スポーツの魅力を高める観戦環境により人々が夢や感動、興奮を体験できるアリーナ・武道施設

【活用方針④】

地域の多彩な賑わいや交流の創出

- ・各種プロスポーツや屋内スポーツの全国大会等の開催を通じて日常的に広域から人々が集い・交流するアリーナ・武道施設
- ・スポーツの他、県民の文化活動や各種イベントの開催を通じて人々が集い・交流するアリーナ・武道施設

【活用方針⑤】

持続可能な公苑運営と社会基盤の整備

- ・将来にわたりスポーツ・運動環境を県民に提供するため、安定的な運営、より良い公共サービスの提供、施設や設備の適切な維持管理をはじめとした、維持管理・運営の視点からも最適化されたアリーナ・武道施設
- ・地域の核となる公共施設として、災害時に地域住民等の安全や安心を支えるアリーナ・武道施設

6 施設整備概要について

(1) 改修整備概要

- ・ 橿原公苑活用方針及び陸上競技場、野球場に求める機能を踏まえ、主な改修内容と改修理由について整理する。

施設	主な改修内容	改修理由
陸上競技場 多目的広場	バリアフリー化	・ 車いす利用者が利用できる観客の増設、誘導ブロックの整備等を行い、「バリアフリー法」や「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に適合し、誰もが利用しやすい施設とする。
	トラック・インフィールドの リニューアル	・ トラック及びインフィールドの一部に摩耗や経年的な劣化が見られ競技環境が整っていないことから、リニューアルを行い競技環境の改善を図る。
	競技場照明のLED化	・ 既設のメタルハライド照明は生産終了となっており、今後の維持管理が困難である。また、消費電力を抑えること(省エネ化)ができる等のメリットからLED照明へ更新を行う。
	メインスタンドの長寿命化 観客席の美装化	・ メインスタンドの躯体のひび割れや塗装の剥がれ、木製観客席に劣化が見られることから、これらの補修及び美装化を図る。
	トイレ、更衣室、役員室等 諸室の美装化	・ 利便性の向上を図りながら、施設全体の美装化と機能的劣化の改善を図る。
	多目的広場の練習用走路整備	・ 多目的広場においては、陸上競技場での大会等開催時に選手のウォーミングアップスペースとして利用できる練習用走路の整備を行う。
野球場	バリアフリー化	・ 車いす利用者が利用できる観客席の増設、誘導ブロックの整備等を行い、「バリアフリー法」や「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に適合し、誰もが利用しやすい施設とする。
	外野グラウンドの拡張	・ 公認野球規則の寸法(中堅、左右両翼の寸法)を満たすよう、外野グラウンドの拡張等の改修を行う。
	外野人工芝の張替え	・ 外野人工芝の一部に摩耗や経年的な劣化が見られることから、人工芝全体の張替えを行い、競技環境の向上を図る。
	防球ネットの新設、増設	・ 野球場からの飛球を防ぎ、公苑利用者の安全性を確保するため、既存防球ネットの嵩上げ及び延長化を図る。
	スコアボードの更新	・ 既設のスコアボードで採用している磁気反転式は生産終了となっており、今後、維持管理が困難なため、スコアボードの更新を行う。
	グラウンド照明のLED化	・ 既設のメタルハライド照明は生産終了となっており、今後の維持管理が困難である。また、消費電力を抑えること(省エネ化)ができる等のメリットからLED照明へ更新を行う。
	メインスタンドの長寿命化 観客席の美装化	・ メインスタンドの躯体のひび割れや塗装の剥がれ等が見られることから、これらの補修及び美装化を図る。
	トイレ、更衣室、審判員室、記者室等 諸室の美装化	・ 利便性の向上を図りながら、施設全体の美装化と機能的劣化の改善を図る。

6 施設整備概要について

(2) 新設(建替)の整備概要

- ・ 橿原公苑活用方針及びアリーナ・武道施設に求める機能を踏まえ、主な導入機能と基本的な考え方について整理する。

導入機能	機能・諸室	基本的な考え方
メインアリーナ	競技床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国スポ基準に準拠したバスケットボールコート3面以上の競技床面積(2,500㎡以上)を確保する。 ・ 競技床の天井の高さは、SVリーグ基準に準拠した有効で12.5mを確保する。
	観客席	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bリーグ、SVリーグ基準に準拠した5,000席以上(固定席、可動席、仮設席の合計)の観客席を確保する。
	ホスピタリティエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bリーグ、SVリーグ基準に準拠したラウンジ席や個室席等を確保する。
サブアリーナ	競技床	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスケットボールコート1面以上の競技床面積(1,000㎡程度)を確保する。 ・ 競技床の天井の高さは、国スポ基準に準拠したバレーボール競技における最低限の高さとなる7m以上を確保する。
	観客席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似事例を参考に300席程度の観客席を確保する。
主道場	道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国スポ基準に準拠した各競技試合会場4面以上確保できる競技床面積(1,000㎡程度)を確保する。
	観客席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似事例を参考に300席程度の観客席を確保する。
副道場	競技床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武道競技の練習会場は、国スポ基準に準拠した各競技試合場2面以上確保できる競技床面積(約500㎡)とする。
弓道場(近的)	射場・選手控室・的場等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似事例を参考に国スポ基準の12人立ちとする。
	観客席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似事例を参考に100席程度の観客席を確保する。
弓道場(遠的)	射場・選手控室・的場等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似事例を参考に国スポ基準の6人立ちとする。
共用	トイレ・ベビールーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bリーグ、SVリーグ基準に準拠したトイレ、ベビールームを整備する。
	更衣室・シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bリーグ、SVリーグ基準に準拠したシャワー室やトイレを備えた更衣室(2室以上)を整備する。
	会議室・控室等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種競技大会の運営者や審判、ボランティア等が利用する会議室、控室を整備する。
	トレーニングルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の運動利用やアスリートのトレーニングに対応できる機能を確保する。
その他	管理事務室、機械室、通路等	<ul style="list-style-type: none"> ・ エントランスホールや管理者用の事務室、各種機械室等、必要な機能を整備する。
文化機能		<ul style="list-style-type: none"> ・ 持込機材スペースの確保と仮設電源への対応、諸室を活用した控室等、コンサートやイベントを開催できる機能を具備する。
防災機能		<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の搬入・搬出をしやすい開口や鋼製床による競技床の強度の確保等、支援物資保管庫として活用できる機能を具備する。
施設整備における留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ カーボンニュートラルの実現に向けて、施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー設備(太陽光パネル等)の積極的な導入について検討を行う。 ・ 「公共建築物における”奈良の木”利用推進方針」に基づき、本施設への県産材の積極的な利用について検討を行う。 ・ 本施設のライフサイクルコスト低減に向けて、長寿命・高耐久の材料や機器の採用や維持管理の効率化に向けた施策について検討を行う。

7 整備スケジュールについて

- 整備スケジュールは以下のとおり。

施設	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)
新アリーナ	基本 計画	基本・実施設計		建設工事			国 スポ ・全 スポ 大会 開催		
陸上競技場		改修設計		改修工事					
野球場		改修設計		改修工事					
公苑全体		予備設計	詳細設計		改修工事				
既存体育館		解体設計		解体工事					

8 概算工事費について

- 概算工事費は以下のとおり。(※全て税込金額、令和6年1月時点の試算であり、今後物価変動の可能性あり)

項目	概算工事費(税込)	備考
新アリーナ工事費用①	約200億円	(②+③)
内 訳		
新アリーナ工事費②	(約135億円)	
武道場・弓道場工事費③	(約65億円)	※木質化する場合
野球場改修工事費用④	約20億円	
陸上競技場改修工事費用⑤	約30億円	
概算工事費(合計)	約250億円	①+④+⑤

◆財源について

資金調達	内訳
社会資本整備総合交付金(国土交通省)	50%
県債	45%
一般財源	5%

(都市公園における参考事例)

- ・2027年宮崎国体開催に向けたスポーツ拠点公園の整備(社会資本整備総合交付金)
- ・奈良県まほろば健康パーク都市公園事業・公園整備(社会資本整備総合交付金)

次の項目については別途計上が必要。

- ・ 既存駐車場、庭球場等の解体費用
- ・ インフラ関係の整備費用(上下水・ガス等の切り回し工事が必要な場合)
- ・ 建築に附帯しない土木外構整備費用
- ・ 調査、設計・各種申請、工事監理費用
- ・ 備品調達費用 等